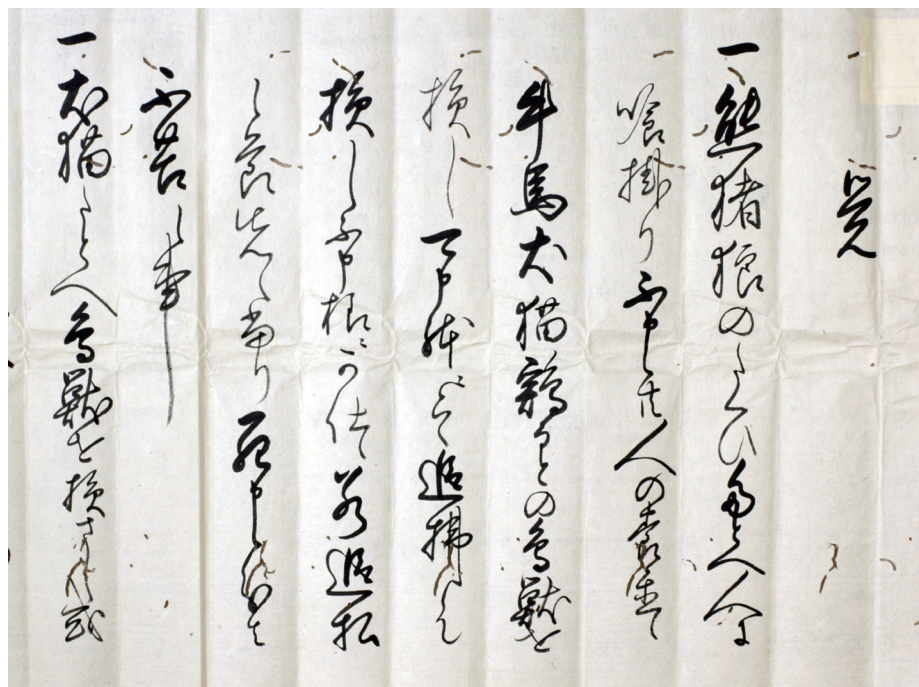


生類憐れみの令



* 毛利家文庫 第5分冊8法制52 「生類憐みの令写」

「一、熊猪狼のたぐひ、たとへ人に喰掛り申さず候とも、人の養い置き候牛馬犬猫鶏などの鳥獣を損し申すべき体に候はば、追払候て、損し申さざるように仕るべく候。もし追払候節、先へ当り、死に申分は苦しからず候事」

解説

「生類憐れみの令」という名の成文法は存在せず、貞享～元禄期に5代将軍徳川綱吉が出した、殺生を禁止する多くの法令の総称です。写真は、そのごく一部ということになります（1695〔元禄8〕年5月発令）。

犬だけでなく、写真に「熊・猪・狼のような害獣が人間の飼っている牛馬・犬猫・鶏を害しようとした場合は、傷つけないように追い払え」とあるように、保護の対象はすべての獣類、さらには魚類・貝類・虫類などの生き物、また人の捨子にまで及んでいました。

綱吉は、治世の前半期には民政・財政を重視し、専管する大老堀田正俊のもとで綱紀肅正の実が上がったこともあり、のちに善政として「天和の治」と称えられました。

一方でその後半期は、側用人柳沢吉保の寵用、神社仏閣の建立による財政悪化とそれに伴う荻原重秀の貨幣改鑄などで、評価は思わしくありません。この生類憐れみの令についても、歴史上悪評が高いのですが、近年、幕府による人民支配の観点などから、見直しの議論があります。